

當日平旦家司奉仕寢殿以下御裝束略○中母屋中央間立廻御屏風爲御帳代今度不立其中敷纏綯

端疊二帖東西行以東爲御枕其上敷表筵白唐綾青地

〔倭訓栞中編九〕さしむしろ。正月の御禮に、柳原家常御殿に於て、差筵の御禮といふ事ありとぞ、

〔安齋隨筆前編四〕差筵 差筵の名舊記に見えたり、近くは後水尾院年中行事、正月七日の條に、上

日野烏丸柳原は外様なれど、常の御所御註常の御所清にて三所也涼殿皆一所にて三名也、にて御對面あり、誰にても申つぐ、

御禮申て後、さしむしろに候す、註御ひさしの未申の角の疊一帖を撤して、さしむしろ一枚をし

く、このさしむしろ、正月朔日より敷て、正月中有也云々、樋口秘記云、差筵とは、年頭に禁中へ攝關

衆の御禮は、さしむしろと云て、其禮申さる、疊を一帖うちかへす、其うへにて御禮也、是をサシ

ムシロと云、疊のウラトヂテとあり、地下の書院疊のウラの念の入たるウラのやうなるもの也、

このウラカヘスが規模也、攝關の外は常の疊のうへの事也、しかるに勸修寺と柳原とが舊例に

て、差筵の御禮なり、柳原別して規模とす、日野も其通り也と見えたり、貞丈按、古代は常の疊と

差むしろとは別にてありしなるべし、後代禁中の事、大體省略せらる、事あるによりて、常の疊

をうらがへして、差むしろに用ひらる、歟、其製の相似たるゆへなるべし、

〔庭訓往來〕深縁差筵

〔後水尾院年中行事上〕七日、略○中日野烏丸柳原は外様なれど、常の御所常御所、日御座、清涼殿、皆

にて御對面あり、たれにても申つぎ御禮申て後、さし席御ひさしのひつじ申の角のたいみ一帖

を撤して、さし席一枚ををし、此さしむし

る正月朔日より敷て、正月中あるなりに候す、

〔中右記〕嘉承元年十一月七日、今日春日祭使出立、略○中寢殿母屋三間并西南庇令敷指筵、又西放出

孫庇并南簀子敷中門廊三間、同敷指筵、大治四年十一月一日乙巳、今日第五王子御百日也、西對代廊東庇四ヶ間指筵、高麗端、南一間紫端